



平成 29 年 3 月 28 日

各 位

会社名 株式会社セレス
代表者名 代表取締役社長 都木 聡
(コード番号：3696 東証一部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 小林 保裕
電話番号 03-5414-3229

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 28 日開催の第 12 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更（以下「本議案」といいます。）について付議することを決議いたしました。平成 29 年 3 月 28 日に開催された第 12 期定時株主総会において、本議案が承認可決されましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社における今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の一部について所要の変更を行うものであります。
- (2) 法令又は定款に定める監査役に欠員が生じた場合に備え、補欠監査役の選任等に関する規定を新設するものであります。
- (3) 当社の業績に応じて、柔軟かつ機動的に剰余金の中間配当が実施できるようにすべく、現行定款第 49 条（中間配当金）の一部について所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記(2)による規定の新設に伴い、現行定款第 35 条～第 50 条までの条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸 2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス 3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務 4. インターネットに関するコンサルティング業務 5. 通信販売業 6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理 7. 古物売買業 8. 有料職業紹介事業 9. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業 (新設) 10. 各種事業への投資業務 11. 前各号に付帯する一切の業務 	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸 2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス 3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務 4. インターネットに関するコンサルティング業務 5. 通信販売業 6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理 7. 古物売買業 8. 有料職業紹介事業 9. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業 10. <u>仮想通貨交換業</u> 11. <u>各種事業への投資業務</u> 12. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>
<p>(新設)</p>	<p>(補欠監査役) 第35条 1 <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2 <u>補欠監査役の選任決議については、第33条第2項の規定を準用する。</u> 3 <u>第1項による選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期については、第34条第2項を準用する。</u> 4 <u>第1項の選任決議の効力は、選任後最初に定時株主総会が開催されるまで存続する。</u></p>
<p>第35条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第49条 (現行どおり)</p>
<p>(中間配当金) 第49条 当社は取締役会の決議によって、<u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当金) 第50条 当社は取締役会の決議によって、<u>一事業年度における任意の日を基準日と定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p>第50条 (条文省略)</p>	<p>第51条 (現行どおり)</p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 29 年 3 月 28 日 (火曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 28 年 3 月 28 日 (火曜日) |

以上